

○小樽商科大学研究報告に係る学生及び学外者投稿の取扱要項

(平成19年7月18日制定)

改正 平成28年9月28日施行 平成31年4月1日施行
令和元年11月19日施行 令和4年3月14日施行
令和6年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要項は、小樽商科大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）に、小樽商科大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）及び学外者が、小樽商科大学研究報告（以下「研究報告」という。）への研究成果（以下「論文等」という。）の投稿を申し出た場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(学外者投稿資格)

第2条 研究報告への投稿資格のある小樽商科大学研究報告規程（以下「規程」という。）第3条第5号に規定する学外者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学部を卒業した者及び大学院を修了した者
- (2) 本学の非常勤講師
- (3) 本学の研究員
- (4) その他図書館運営委員会が適当と認めた者

(推薦状)

第3条 学生が投稿する場合は、投稿する論文等の原稿と併せ、本学の常勤教員の推薦状（別紙様式）を、提出するものとする。

(研究業績書)

第4条 第2条第2号から第4号に規定する学外者が投稿する場合は、原則として研究業績書を委員会に提出するものとする。ただし、委員会が認めた場合は、研究業績書の提出を不要とすることができる。

(論文等の審査)

第5条 委員会は、規程第9条に規定する論文等を受理した場合は、別に定める「小樽商科大学学生及び学外者の論文等の審査要領」に基づき論文等の審査を行う。

なお、著者に規程第3条第2号に掲げる者が含まれる論文等については、その者が筆頭著者以外の共著者である場合も審査の対象とする。

2 第4条により提出された研究業績書をもって委員会が認めた者、及び研究業績書の提出を不要とされた者は、論文等の審査を不要とする。

(掲載論文等数)

第6条 研究報告に掲載する学外者の論文等数は、研究報告の同一号において2論文等以内とする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、大学院学生及び学外者の投稿の取扱いに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月18日から施行する。

附 則(平成28年9月28日施行)

この要項は、平成28年9月28日から施行する。

附 則(平成31年4月1日施行)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月19日施行)

この要項は、令和元年11月19日から施行する。

附 則(令和4年3月14日施行)

この要項は、令和4年3月14日から施行する。

附 則(令和6年4月1日施行)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。